

**鳥取県告示第688号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社花水木	デイサービス花水 木	鳥取市叶一丁目5- 20	平成21年11月9日	通所介護